

低炭素社会の推進

(4-1-1 から 4-3-3 まで関連)

1 環境基本計画の推進

環境部 環境政策課

(1) 目標

松本市総合計画のまちづくりの基本目標である、「人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち」を実現するため、第3次松本市環境基本計画に定める「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」を5つの柱とし、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に展開します。

(2) 平成30年度の実績と成果

平成29年3月に策定した「第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）」の推進を確かなものとするため、「第3次松本市環境基本計画年次報告書」を作成し、それぞれの施策の実施状況を把握するとともに、課題と見直し方針を設定する等、松本市環境審議会での外部評価も加えながらPDCAサイクルによる適切な進行管理を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

計画を効果的に進めるため、市民、事業者、行政等が連携を図りながら取り組みを進めます。
また、計画に基づく施策の実施状況については、数値目標のあるものだけでなく、数値として表現できない施策についても具体的事業の内容等を把握し、PDCAサイクルによる適切な進行管理を引き続き行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年度	松本市環境基本条例公布
11年度	松本市環境基本計画策定
19年度	第2次松本市環境基本計画策定
23年度	第3次松本市環境基本計画策定
	松本市地球温暖化対策実行計画策定
27年度	松本市生物多様性地域戦略「生きものあふれる松本プラン」策定
28年度	松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）策定
	松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画策定
	第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）策定

イ 統計資料

平成30年度における第3次松本市環境基本計画（平成28年度改訂版）に定める指標・目標値のある項目の評価状況

評価基準（達成度）	総合評価	
A（100%）	34	56%
B（70%以上）	20	33%
C（40%以上）	3	5%
D（40%未満）	1	1%
評価できない項目	3	5%
計	61	100%

低炭素社会の推進

2 新エネルギー活用の推進

環境部 環境政策課

(1) 目標

人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである地球温暖化に対し、徹底した省エネルギー化を進めるとともに、本市に多く賦存する多様な再生可能エネルギーについて、地域の活性化や災害時の活用に寄与するよう、積極的に導入を図ります。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 既存住宅の低炭素化を推進するために平成29年度に創設した住宅用温暖化対策設備設置補助金について、平成30年度の補助件数は1,115件で、これにより年間2,664トン（589戸分相当量）の温室効果ガス削減効果がありました。
- イ 木質バイオマス熱利用の普及を図るため、竜島温泉せせらぎの湯にチップボイラーを導入しました。また、チップ燃料供給元として民間事業者により松本平森林エネルギー(株)が設立されました。
- ウ エネルギーを使用する全ての市有施設を対象に、市施設カーボンマネジメント強化対策検討業務を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

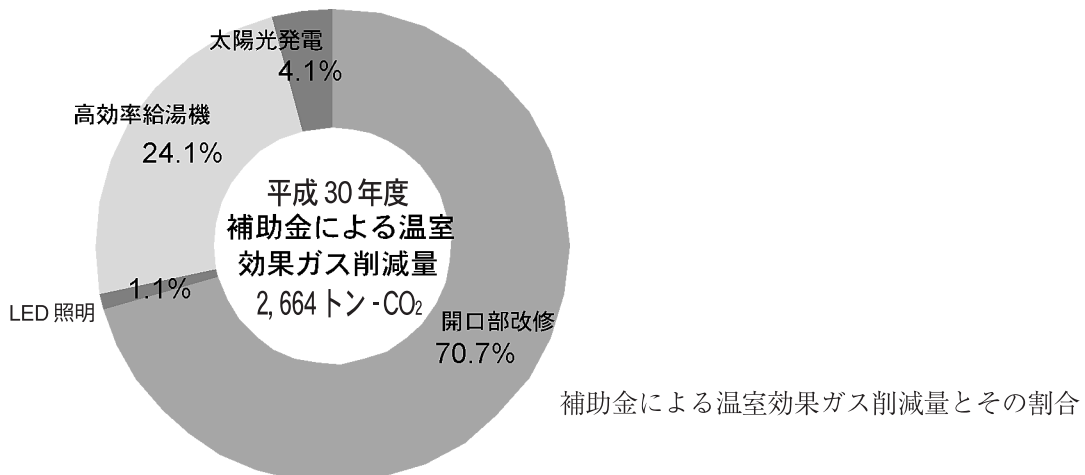
- ア 住宅用温暖化対策設備設置補助金の在り方を検討し、さらなる家庭の省エネ化を図ることが必要です。
- イ 市施設に導入したチップボイラーの積極的な広報を行い、チップボイラーなど木質バイオマス熱利用の普及を図ることが必要です。
- ウ 再生可能エネルギーを活用した事業を興すためには、多様な課題を解決する必要があることから、産学官が連携した事業化支援の枠組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付開始
26年度	太陽光発電を設置した住宅への蓄電システムの設置に対し補助金交付を開始
29年度	住宅用温暖化対策設備設置補助金交付開始 再生可能エネルギー導入支援事業補助金交付開始

イ 統計資料



基本施策
4-1-1

低炭素社会の推進

3 消化ガス発電の実施

上下水道局 下水道課

(1) 目標

消化ガスを再利用した発電設備について、適切な維持管理を行い、安定した消化ガス発生に伴う発電を行います。

(2) 平成 30 年度の取組みと成果

- ア 宮測では、平成 29 年度に発電設備増設工事が完了し、順調な発電により購入電力量を削減しました。
- イ 両島では平成 27 年 1 月から発電を行い、順調に売電を行っています。

(3) 現状の分析と今後の課題

宮測の消化ガス発電施設整備事業が完了し、両島と合わせて、全量の消化ガスを利用するため、安定した運転管理によって発電効果を維持することが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 22 年度 基本設計（日本下水道事業団）

【宮測】

平成 23 年度 詳細設計・機械設備工事発注（日本下水道事業団 デザインビルド方式による総合評価）

24 年度 機械設備・電気設備工事完了。3 月末より本格稼働

MGT（マイクロガスタービン）2 台

25 年度～26 年度 効果検証

27 年度 増設機設置実施設計・工事着手

28 年度 工事完了

29 年 3 月 本格稼働 MGT 4 台

【両島】

平成 25 年～平成 26 年度 ガス発電設備建設（プロポーザル方式による総合評価）

27 年 2 月 本格稼働 燃料電池 3 台

イ 統計資料

宮測浄化センター消化ガス発電実績

宮測浄化センター	28 年度	29 年度	30 年度
発電量 (kWh)	134 万	241 万	247 万
購入電力削減率 (%)	24.7	43.6	43.6
電力料金削減額 (千円)	16,300	28,500	36,380

両島浄化センター消化ガス売電実績

両島浄化センター	28 年度	29 年度	30 年度
売電量 (kWh)	200 万	198 万	197 万
売電収益 (千円)	88,000	87,000	87,000
売電単価 (円税抜き)	40.86	40.86	40.86

基本施策
4-1-1

新エネルギー活用の推進

4 小水力発電事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

寿配水地において、松塩水道用水（長野県企業局）からの流入管に発電施設を設置し、再生可能エネルギーの有効活用を図り、低炭素社会の実現を推進するものです。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 小水力発電設備設置工事（寿配水地）を公募型プロポーザル方式により業者を選定し工事を実施
- イ 松塩水道用水管理事務所と覚書の締結、経済産業省へ事業認定申請を実施
- ウ 中部電力(株)へ接続検討申請、接続契約申請を実施

(3) 現状の分析と今後の課題

本年度、経済産業省から事業認定を受け、中部電力(株)との特定契約の締結を実施し、売電に向けた準備を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

工 事 名	27年度	28年度	29年度	H30年度～R1年度
小水力発電設備設置工事（寿配水地）	課内で水道施設における発電について可能性調査を実施	調査結果を踏まえ、先進地の視察や検討を重ね事業化を決定	小水力発電設備計画業務委託を実施（基本設計、発注支援）	小水力発電設備設置工事を実施

イ 統計資料

事業の進捗

工 事 名	小水力発電設備設置工事			
	27	28	29	30
事業費（千円）	0	0	4,968	159,429.6
事業進捗率（%）	0	0	2.5	81.4

基本施策
4-1-2

3 R の 推 進

1 ごみ減量対策事業

環境部 環境業務課

(1) 目標

市民、事業者及び行政がそれぞれの責任を明確にして、ごみの減量、ごみの分別収集の徹底、再資源化等を進めることにより循環型社会の実現を目指します。

(2) 平成 30 年度の取組みと成果

- ア 「事業系ごみの分け方・出し方」を市内の事業所へ配布、また、多量排出事業者を訪問して、ごみの適正な処理の指導を行いました。
- イ 集合住宅等のごみ量削減のため、ごみ収集業務のあり方検討会議で、検討を行いました。
- ウ 市民の安全を考慮し、スプレー缶等及びライターの分別回収を行いました。
- エ 生ごみ堆肥化講習の実施、広報紙によるPR、各イベント等において生ごみの水切りの啓発に取り組みました。
- オ ごみ分別アプリを配信し、市民が手軽に情報を得られるよう利便性の向上を図りました。
- カ 生ごみ処理機、剪定木破砕処理機、ごみ減量容器の設置経費の一部の助成を行いました。
- キ リサイクルセンターでの資源物の常時受入れや紙類常設回収の設置により、資源物収集日以外にも回収できる取組みを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

平成 30 年度の総ごみ量は、前年度に比べ 1.64% 減少しました。これは、事業系の可燃ごみ運搬車に対する展開検査を実施したこと、民間事業者が独自に設置した回収ボックスに資源物を出す市民が多くなってきたことなどが要因と推測されます。

引き続き、生ごみ量の削減及び事業系ごみの減量化の取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 10 年度 生ごみ処理機購入費補助開始
- 11 年度～平成 13 年度 雑びん、ペットボトル、破砕ごみ、蛍光管、乾電池の分別回収開始
- 15 年度 剪定木破砕処理機購入費補助
- 17 年度 容器包装プラスチックの資源化開始。廃食油の全市回収を開始
- 20 年 4 月 リサイクルセンター開設
- 26 年度 市内全地区（35 地区）において使用済み小型家電製品の分別回収を開始
- 29 年度 スプレー缶等及びライターの分別回収を開始。ごみ分別アプリ「さんあ～る」の配信

イ 統計資料

ごみ量の推移

(単位：t)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
可燃ごみ	80,438	79,680	79,457	78,393	77,453
埋立ごみ	1,319	1,258	1,259	1,145	1,201
破砕ごみ	395	325	303	269	310
資源ごみ	12,521	11,567	10,774	9,986	9,354
総ごみ量	94,673	92,830	91,793	89,793	88,318
前年対比	△1.85%	△1.95%	△1.12%	△2.18%	△1.64%

基本施策
4-1-2

3 R の 推 進

2 松本市エコトピア山田施設延命化の推進

環境部 環境業務課

(1) 目標

更なるごみの減量化を推進するほか、焼却灰や飛灰の再資源化等を着実にを行うことで最終処分場の延命化を図るとともに、より安全な施設として運営を行います。

(2) 平成 30 年度 of 取組みと成果

- ア 飛灰は、642 トンを資源化（人工砂化及び溶融）し、残り 2,573 トンを委託埋立てすることにより、市内の最終処分場へは埋立ては行っていません。
- イ 焼却灰は、1,579 トンを資源化（人工砂化及び溶融）し、最終処分場への埋立ては 5,337 トンでした。
- ウ 埋立ごみに混入する可燃ごみや資源ごみを再分別し、破碎処理を行うことにより、埋立ての減容化を図りました。
- エ エコトピア山田の今後のあり方について検討を行った結果、より安全な施設として埋立地の再整備を行い、延命化を図ることとしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

エコトピア山田の再整備は、課題の整理と実施する事業の抽出を行い、着実に進めていく必要があります。また、再整備に伴い、既存埋立廃棄物の移設作業を行うことに加え、再整備期間中は埋立てが行えないことから、これからも引続き、埋立量を削減するため、焼却灰等の再資源化等を適正に実施するとともに、より一層ごみの減量化を推進する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 20 年度 焼却灰の資源化（人工砂化）を開始
- 23 年度 飛灰の資源化（地盤再生利用）を開始
- 24 年度 ごみの共同処理に伴い、塩尻市・朝日村と灰の交換開始。残りの飛灰を全量資源化
- 25 年度 飛灰の一部の資源化方法を地盤再生利用から人工砂化に変更
- 26 年度 焼却灰及び飛灰の資源化に溶融を追加。飛灰は資源化以外に委託埋立を開始
- 29 年度 施設の使用開始から 50 年近くが経過することから、今後も長期にわたり安全な施設として使用するため、現埋立施設を維持しつつ、平成 10 年に改正された構造基準を念頭に新たな検討を開始
- 30 年度 エコトピア山田の今後のあり方について検討し、現在の場所に埋立地を再整備することに決定

イ 統計資料

松本クリーンセンターから排出される灰の処理方法 (単位：t)

区分	処理方法	28 年度	29 年度	30 年度
資源化	焼却灰	1,307	1,401	1,579
	飛 灰	643	646	642
	小計	1,950	2,047	2,221
埋 立	焼却灰(市内埋立)	5,869	5,704	5,337
	飛 灰(委託埋立)	3,028	2,862	2,573
	小計	8,897	8,566	7,910
合 計		10,847	10,613	10,131

基本施策
4-1-2

3 R の 推 進

3 食品ロス削減事業

環境部 環境政策課

(1) 目標

国内で年間643万トンに上ると推計されている「食品ロス（食べられるのに廃棄されているもの）」を削減するため、ごみの減量及び食育推進の観点から特に重要な施策と位置付けて、あらゆる世代での「もったいない」を心がけた、食べ残し等を減らす取組みを進めています。

(2) 平成30年度取組みと成果

- ア 家庭での取組み・・・ おうちで「残さず食べよう！30・10運動」の推進、「残さず食べよう！」推進店の認定対象に食料品小売店を追加
- イ 飲食店での取組み・・・ おそとで「残さず食べよう！30・10運動」の推進、「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度の推進（推進店155、事業所91）
- ウ 環境教育・・・ 園児対象の参加型環境教育（市立全46園及び私立7園の年長児）、小学生対象の環境教育（市内全30校の3年生）、食品ロス削減啓発用絵本の作成
- エ その他・・・ 広報、出前講座等での周知・啓発、第2回食品ロス削減全国大会及び第13回食育推進全国大会への出展

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成30年度に実施した可燃ごみ組成調査の結果を分析し、一般家庭や飲食店など、対象ごとに効果的な削減施策を検討します。
- イ 松本山雅FCとの連携や、食品ロス削減啓発用絵本の活用により、幅広い層の市民に対する啓発を実施します。
- ウ 食品ロス削減全国大会等に参加し、本市の取組みについて積極的なPRを実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成23年度 「残さず食べよう！30・10運動」を開始
- 24年度 園児を対象とした参加型環境教育を開始
- 26年度 おうちで「残さず食べよう！30・10運動」の開始。環境教育用紙芝居を作成
- 27年度 第3回食品産業もったいない大賞において、「農林水産省食料産業局長賞」を受賞
- 28年度 「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を創設。小学校環境教育を開始
- 29年度 第1回食品ロス削減全国大会を開催
- 30年度 食品ロス削減啓発用絵本を作成。食品ロス組成調査を実施（家庭系は3回目、事業系は初めて実施）（環境業務課事業）

イ 統計資料（H30年度食品ロス組成調査の結果から抜粋）

「家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合（％）（H25、28年度の結果との比較）」

区 分	25年度	28年度	30年度
食品ロス	14.6	14.3	14.0
調理くずのうち可食部	6.7	6.4	5.0
食べ残し	5.3	4.5	2.3
手つかず食品	2.6	3.4	6.7

基本施策
4-1-2

3 R の 推 進

4 松本キッズ・リユースひろば事業

環境部 環境政策課

(1) 目標

子ども用品は、使用期間が限られ、子どもの成長後有効活用されていない例が多くあります。そこで、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を無料で回収し、必要とする家庭に配付することで、リユース（再利用）によるごみの減量化と子育て世代への支援を推進します。

(2) 平成 30 年度の実績と成果

- ア 子ども用品の回収
市内 24 カ所の地域づくりセンターと環境政策課で常時回収を行い、子ども服・小物やチャイルドシートなどを約 83,000 点（約 22 トン）回収しました。
- イ 子ども用品の配付
回収した子ども用品を点検後、ラーラ松本屋内テニスコートで開催する配付会で、希望者に無料で配付しました。今年度から、新たな参加者を増やし、リユース品が広く市民に行き渡るよう、計 6 回の配付会のうち 1 回を南部体育館で開催しました。
- ウ 広報
子育て無料情報誌への広告掲載や、広報まつもと、市公式ホームページへの情報掲載を通して、幅広く周知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

配付会に参加される方が固定しないよう、広報まつもとや市公式ホームページだけでなく、SNSなどを活用して、多くの方の参加を促します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 27 年 8 月 各回収場所での常時回収を開始
- 10 月～ 第 1 回配付会開催（年度内計 5 回の配付会をラーラ松本で開催）
- 28 年 5 月～ 計 8 回の配付会を開催（5 月、6 月、7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、3 月）
- 29 年 5 月～ 計 6 回の配付会を開催（5 月、7 月、9 月、11 月、12 月、3 月）
- 30 年 5 月～ 計 6 回の配付会を開催（5 月、7 月、9 月（南部体育館）、10 月、12 月、3 月）

イ 事業実績

	28 年度	29 年度	30 年度
配付会参加世帯数	1,622 世帯	1,745 世帯	1,715 世帯
配付数	約 27,000 点 約 13 トン	約 47,000 点 約 15 トン	約 51,000 点 約 16 トン
回収数	約 47,000 点 約 18 トン	約 64,000 点 約 20 トン	約 83,000 点 約 22 トン

基本施策
4-1-3

環境教育の充実

1 環境教育事業

環境部 環境政策課

(1) 目標

松本の豊かな環境資源を活用した総合的な環境学習を通して市民の環境意識を高め、環境負荷軽減に向けた活動の拡大をめざします。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 自然観察会等の環境学習講座「エコスクール」を21講座実施し、幅広い世代に対して環境教育の場を提供しました。また、環境教育情報を希望者にメール配信し、継続参加者を増やしました。
- イ 学校内における環境教育の推進を図るため、環境分野の専門性を持つ企業・団体等が講師となる「環境学習プログラム」を学校へ情報提供し、様々な環境学習を17校で実施しました。
- ウ 幼児期から、「もったいない」の気持ちを育み、環境に対する意識を高めるため、保育園、幼稚園等の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした参加型環境教育を53園で実施しました。また、市内小学3年生を対象に食品ロスをテーマとした環境教育を30校で実施しました。
- エ 環境基本計画を子どもたちの目線でまとめた環境副読本を作成し、市内全小学4年生に配布しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア エコスクール事業実施後のアンケートでは、参加者の約6割が「講座内容が申込時の期待以上であった」と回答しました。自然に親しむだけでなく、自然環境を守ることの大切さを、体験を通して学び、理解する機会になっているものと考えます。
- イ 環境教育支援事業については、小学校と講師団体と公民館が連携して、地域に開かれた学習が実施できました。引き続き、学校の意見・要望にあわせた学習プログラムを提供します。
- ウ 年長園児や小学校3年生対象の参加型環境教育は、実施した園児・児童だけでなく、5割の保護者に環境に対する意識変化が現れるなどの普及効果がありました。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア エコスクール実績

	28年度	29年度	30年度
講座開催数	19回	18回	21回
参加人数	367名	322名	410名

【実施内容】シカの角を探そう、ライチョウに会いに行こう、ペットボトルから繊維を作ろう、写真教室、森の自然たいけん、野鳥観察会、牛伏川砂防えん堤めぐり、化石を通じて地球環境を学ぼう、ロケットストーブを作ろう等

イ 松本市環境教育支援事業の実績

	28年度	29年度	30年度
実施校数	17校	18校	17校
実施事業	33事業	36事業	31事業
実施プログラム数	19講座	18講座	12講座
参加人数	1,985名	1,856名	1,447名

【実施内容】緑のカーテン設置指導、木の授業とバームクーヘン作り、体感プログラムを中心とした自然体験学習、水辺の生物の観察会、リバーアドベンチャー、ぬかくどご飯焼き体験等

基本施策
4-2-1

森林環境整備の推進

1 森林整備事業

農林部 耕地林務課、西部農林課

(1) 目標

森林は木材等林産物の供給、国土や自然・生活環境の保全、水源のかん養など多面的な機能を有しており、安全で快適な市民生活を実現する上で重要な役割を果たしています。

(2) 平成 30 年度の取組みと成果

- ア 松本市森林整備計画に基づき、森林経営計画の策定支援や路網の整備、あわせて高上げ補助を行うことにより、個人有林や市有林等で約 122 ha の森林造成事業を行いました。
- イ 岡田、四賀地区の更新伐事業を進めるため、林業事業者と連携し集約化に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

松本市森林整備計画に基づき、計画的な森林の整備と利用期を迎えたカラマツ等の有効活用を進める必要があります。

- ア 計画的かつ一体的な森林整備が進むよう、林業事業者が策定する森林経営計画の策定を支援し、集約化（山林の境界確認、不在地主の確認、事業参画者の同意）に向けた地区説明会を開催します。
- イ 路網整備や高性能林業機械の導入を推進することにより、木材の利用促進を図るとともに、「伐って、植えて、育てて、伐る」という林業の適正な循環の構築に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 森林造成事業（委託・補助）

（単位：ha）

年度	造林	下刈	除伐	間伐	搬出間伐	更新伐	枝打他	合計
30	2.94	6.40	0	11.66	58.47	36.10	6.05	121.62

イ 松本市森林資源の現況

（単位：ha）

松本市地域総面積 97,847(100%)											
森林 以外 (農 地、 原野、 宅地 等)	森 林 面 積 78,547 (80%)										
	民 有 林 38,298 (49%)								国 有 林 40,249 (51%)		
	針葉樹					広葉樹		未立木等	国 有 林		
	22,617 (59%)					14,842 (39%)		839(2%)	40,249 (100%)		
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他	クヌギ・ナラ	その他	未立木等	針葉樹	広葉樹	その他
19,300 (20%)	13,423	6,204	1,113	729	1,148	941	13,901	839	23,323	11,971	4,955
	35%	16%	3%	2%	3%	2%	37%	2%	58%	30%	12%

平成 31 年 3 月 31 日現在

森林環境整備の推進

2 松くい虫被害対策事業

農林部 耕地林務課

(1) 目標

松くい虫被害の拡大を防止するため「松本市松くい虫被害対策基本方針」に基づき、松林の区分に応じた対策を進め、健全な森林づくりを行うことによって、森林の多面的機能を維持するものです。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 拡大する松くい虫の被害に対処するため「松本市松くい虫被害対策基本方針」に基づき、「守るべき松林」、「周辺松林」及び「その他の松」に区分し、それぞれに応じた対策を進めました。
- イ 平成30年度は2,648本の被害木を伐倒くん蒸処理しました。
- ウ 四賀地区では、無人ヘリコプターによる薬剤防除を33ha実施し、あわせて安全確認調査や効果検証を実施しました。
- エ 薬剤散布地での被害状況の把握を行い、散布面積の見直しを行いました。
- オ 四賀・岡田・本郷・里山辺・入山辺地区に加え、中山地区でも住民主体による松くい虫対策協議会が組織され、対策の検討が進められています。
- カ 被害が激化している地区で、ライフライン沿線の伐採を行いました。
- キ 枯死木の有効活用を探るため、木質バイオマス利用の被害木の搬出を行いました。
- ク 個人、団体が実施する、予防のための樹幹注入49件と感染拡大防止のため伐倒処理176件に対して補助を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 基本方針に基づき、松林の区分に応じた対策を進めるとともに、県の作成する見える化マップ等により、被害状況の把握を行い、あわせて治山事業等各種事業の導入を検討し、効率的かつ総合的な対策を図る必要があります。
- イ 無人ヘリによる薬剤散布については、各地区の対策協議会からの要望を受け、合意形成なども踏まえ実施していますが、使用する薬剤等に対して、慎重な意見もあることから、地元住民とのリスクコミュニケーションを図り安全に実施します。また、安全確認調査や効果検証を引き続き行います。
- ウ 被害材の有効活用を図るため、木質バイオマス資源としての活用について検討します。
- エ 早期の対策が必要であるため、未被害地区、微被害地区での対策協議会の設立を支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 松くい虫被害対策

被害の拡大を防止するため、被害状況調査を実施し、伐倒駆除や更新伐、樹幹注入、薬剤散布等の各種対策を地域の実情に合わせて行っています。

イ 被害木処理状況

年度	26	27	28	29	30
本数(本)	3,804	3,323	2,671	2,659	2,648
事業費(千円)	115,988	102,190	95,295	95,306	99,696

基本施策
4-2-2

花のあるまちづくり・まちなか緑化の推進

1 公園緑地の整備

建設部 公園緑地課

(1) 目標

市民の潤い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時における避難場所としての役割を果たすために、都市の景観や地域の特性、住民の要望を配慮しながら、緑の基本計画に基づいて総合的、体系的な整備を図ります。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 開発行為により生み出された、身近な緑地2カ所の整備を実施しました。
- イ 都市公園を長期にわたり安心・安全に利用するため、公園長寿命化事業で、16カ所の都市公園の遊具等更新を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

古くは昭和20年代に開設された公園があり、樹木の古木化、施設の老朽化が進んでいます。適切な維持管理を行いながら、防災機能の向上、ユニバーサルデザイン化、施設の改築・更新を進めます。
また、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地）及び開発行為緑地による緑地等、市民がもっとも身近に利用できる公園整備を重点的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

平成30年度末現在、開設公園162カ所、開設面積345.95ha、市民一人当たりの公園面積は14.66㎡です。
(※参考 平成29年度末 長野県14.7㎡/人、全国10.5㎡/人)

公園の状況

区 分	28年度		29年度		30年度	
	公園数 (カ所)	面 積 (ha)	公園数 (カ所)	面 積 (ha)	公園数 (カ所)	面 積 (ha)
街区公園	27	6.57	27	6.57	27	6.57
近隣公園	7	12.50	7	12.50	7	12.50
地区公園	3	16.10	3	16.10	3	16.10
総合公園	2	81.61	2	81.61	2	81.61
広域公園	1	100.90	1	100.90	1	100.90
墓地公園	1	47.00	1	47.00	1	47.00
都市緑地	8	25.01	8	25.01	8	25.01
条例公園(注)	111	56.02	111	56.02	113	56.26
合 計	160	345.71	160	345.71	162	345.95

(注) 都市計画決定していない条例公園

一人当たりの公園面積 (㎡)

	28年度	29年度	30年度
松本市	14.65	14.65	14.66
長野県	14.80	14.70	—
全 国	10.40	10.50	—

2 緑の基本計画

建設部 都市政策課

(1) 目標

地域の実情や低炭素社会の構築等を勘案し、自主性を持って、緑地の保全から公園緑地の整備、その他緑化の推進に関して将来あるべき姿とそれを実現する施策を策定し、緑あふれるまちづくりの指針とします。

(2) 平成30年度の実績と成果

ア 緑の量を増やすことに加えて、緑の「質」を重視することや、緑を通じ自然や「いのちの大切さ」を学ぶこと、五感を通して「緑との関わり」を感じる視点について、開発計画などに対し周知を行いました。

イ 平成28年3月に策定した「緑のデザインマニュアル」を基に、景観計画に定める、個別条件ごとの敷地内緑化提案を実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 策定した「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しますが、事業者の経済的負担もあることから、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適で潤いのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

イ 目標の達成状況を確認し、個々の施策や取組みの方向性について、必要に応じて計画の見直しを検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成5年度	緑のデザインマニュアル作成（松本市）
9年度	松本市緑の基本計画策定（基準年：平成7、目標：平成27）
14年度	波田町緑の基本計画策定（基準年：平成14、目標：令和3）
20年度	松本市景観計画策定
26年度	松本市緑の基本計画を見直し策定
27年度	緑のデザインマニュアル作成

基本施策
4-2-2

花のあるまちづくり・まちなか緑化の推進

3 水と緑の空間整備事業

建設部 都市政策課

(1) 目標

本市の特色である湧水箇所、多くの人を訪れる場所や小公園等、市街地の緑化を推進するものです。

具体的には、市街地に点在する湧水箇所や小公園等に樹木を配置して緑陰を確保し、合わせてベンチ等を設けることにより、水と緑があふれた豊かさの感じられる集い・憩いの空間を創出します。

(2) 平成30年度の実施状況と成果

周辺住民を中心にワークショップを開催し、意見を反映しながら、9カ所の湧水（井戸）周辺及び小公園の整備を実施しました（縄手幸橋周辺、源池蛇川沿いポケットパーク、国分町緑地ほか）。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 平成27年3月に策定した「松本市緑の基本計画」では、これまで同様、緑を増やすことは大切ですが、心に潤いと豊かさを感じられる社会を実現するためには、限られたまちの空間に人々が心地よいと感じる「質」を重視した緑を増やすことがより大切であるとしています。

イ 事業にあたって、心地良さや周辺との調和を重視するため、実際にそこにいる方に意見聴取を行い、設計、施工に反映しています。

ウ 意見聴取のため調整に時間を要し、事業進捗に影響することがあります。

エ 心地よい空間確保のため、整備済箇所の維持・修繕費用の安定した財源確保が必要となります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 水と緑の空間整備事業実施箇所数

平成27年度	6カ所
28年度	6カ所
29年度	4カ所
30年度	9カ所

基本施策
4-2-3

生物多様性保全の推進

1 生物多様性保全事業

環境部 環境保全課

(1) 目標

松本市生物多様性地域戦略の取組方針である「学習し、広める」「想像し、考える」「実践し、活かす」を基に、生きものの恵みを将来世代も受け取れるよう、生物多様性の保全を推進し、多様な環境に育まれた、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生をめざします。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 松本市特別天然記念物であり国内希少野生動植物種に指定されているゴマシジミの幼虫や成虫の生息状況や生息地の植生調査を6月から10月にかけて実施しました。
- イ 4月から8月にかけて、市民参加型環境調査として市民ツバメ調査を実施し、42人から報告がありました。
- ウ 河川清掃におけるアレチウリ等の特定外来生物駆除活動に7,369人のボランティアが参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 開発行為など人間活動によるもの、生活様式の変化などにより逆に人間活動がなくなることで、外来生物の影響など、様々な要因で生物多様性が急速に失われつつあります。
- イ 私たちは、衣・食・住をはじめ、「生物多様性」がもたらす様々な恵みを受けて生活していますが、「生物多様性」という言葉の認知度が低く、さらなる啓発の必要があります。
- ウ 必要な開発とのバランスをとりながらも、市民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、豊かな自然を将来世代に引き継いでいくことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

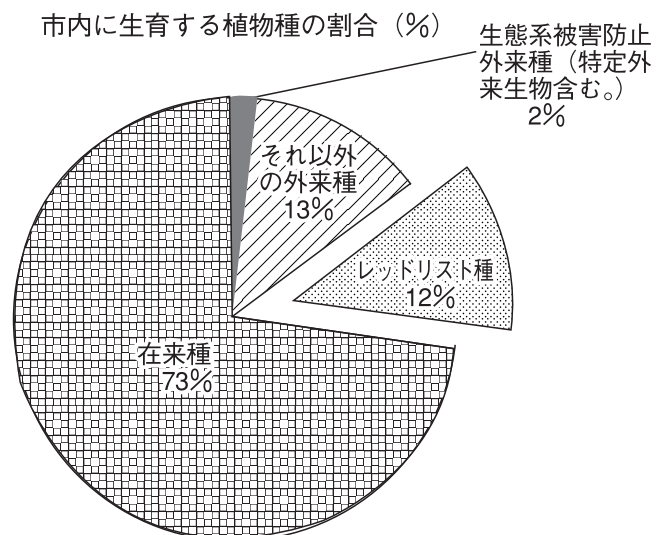
ア 経過

- 平成23年度 生物多様性自治体ネットワークに理事として加盟
- 27年度 松本市生物多様性地域戦略策定。市民参加型調査として市民カエル調査を実施
- 28年度 市民参加型調査として市民ホタル調査を実施。ゴマシジミモニタリング調査を実施
- 29年度 市民参加型調査として市民セミ調査を実施。ゴマシジミモニタリング調査を実施

イ 統計資料

市内に生育する植物種(2,933種)※のうち、
レッドリスト種(絶滅危惧種)の割合(H27)
12.5パーセント(368種)

※文献などにより確認された植物種数



基本施策
4-3-1

水・大気などの環境保全の推進

1 環境調査と公害の未然防止

環境部 環境保全課

(1) 目標

環境調査を適切に、かつ継続的に実施し、市内の状況を把握し、環境保全対策の基礎資料とします。

また、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水の監視や、土壤汚染対策法に基づく指導を行い、公共用水域の水質の保全を図り、地下水汚染や健康被害を未然に防止します。

(2) 平成 30 年度の実績と成果

ア	河川や地下水などの水質調査 (72 カ所)、騒音の環境調査 (11 カ所)、水質汚濁防止法に基づく事業場の立入調査 (95 事業場、延べ 102 回)	
イ	土壤汚染対策	
	(ア) 土壤汚染調査の結果、汚染が判明したため、区域を指定した件数	1 件
	(イ) 一定規模以上の土地の形質の変更届出書受理件数	31 件
ウ	公害苦情処理 (公害苦情数 56 件)	

(3) 現状の分析と今後の課題

ア	公共用水域の水質の保全をはかるため、事業場からの排水の監視や、河川及び地下水の調査を継続します。
イ	地下水汚染の未然防止をはかるため、水質汚濁防止法により、有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設は、構造基準の順守や点検記録の保存が義務付けられています。立入検査を実施し、継続的に監視します。
ウ	土壤汚染による健康被害を未然に防止するため、法に基づく届出提出の徹底を図ります。
エ	公害苦情件数は減っていますが、その大半を占める野焼きについては、「原則禁止」を周知していく必要があります。

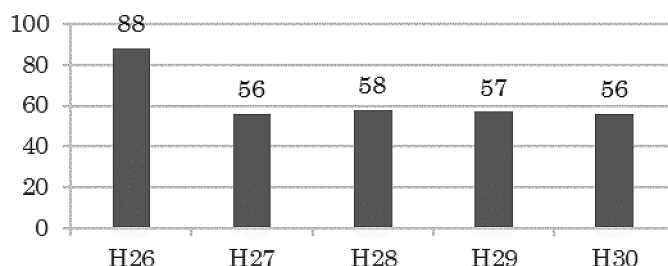
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6 年度	水質汚濁防止法に定める政令市に指定
15 年度	土壤汚染対策法施行
20 年度	環境省から「まつもと城下町湧水群」が「平成の名水百選」に認定
24 年度	県から大気汚染防止法の一部の事務が移譲

イ 統計資料

公害苦情数 (件)



基本施策
4-3-2

景観維持、保全の推進

1 景観形成の推進

建設部 都市政策課

(1) 目標

松本市における良好な景観の形成を総合的に図り、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を積極的に推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

(2) 平成30年度の取組みと成果

- ア 「松本市景観条例」に基づく「行為届出」件数は181件、同「通知」件数は14件ありました。
- イ 「松本市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物設置等許可事務は418件。うち、違反広告物の是正案件は17件でした。
- ウ 平成30年1月から導入した景観事前協議制度により、届出のあった3件に対し計5回の景観評価会を開催し、協議を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 平成20年3月に「松本市景観計画」策定以降、10年以上が経過しています。これまでの施策を検証し、今後の景観行政を見直す時期が来ています。
- イ 市民の景観に対する意識の高揚に資するため、既存事業を検証し、より効果的な啓発手法を検討します。
- ウ 屋外広告物については、県からの権限移譲も含め、制度全般の抜本的な見直しを進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和60年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成4年度	松本市都市景観条例を施行
12年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20年度	松本市景観条例、松本市屋外広告物条例を施行
21年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25年度	合併4地区及び空港東地区の高さ制限追加
27年度	波田地区を追加
29年度	景観事前協議制度導入

基本施策
4-3-2

景観維持、保全の推進

2 空き家対策

建設部 都市政策課

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応については、都市政策課を総合相談窓口とし、庁内関係課と連携しながら、活用困難な空き家の対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、まちの活性化を図ります。

(2) 平成30年度 of 取組みと成果

- ア 空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法務、不動産、建築等に関する学識経験者及び地域住民等で構成した松本市空き家等対策協議会を設置し、松本市空き家等対策計画について協議を行いました。
- イ 空き家等対策を総合的かつ計画的に推進するため松本市空き家等対策計画を策定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

空き家の発生を未然に防ぎ、有効な活用の推進を通じた魅力あるまちづくりを実現するため、松本市空き家等対策計画に基づき、松本市空き家等対策協議会及び庁内関係課と協議を行い、空き家対策を進めます。
また、空き家対策に向けた市の基本的な取組姿勢や方針を示すことにより、市民の空き家に対する意識向上に繋げていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成24年度 第1回空き家対策庁内課長会議の開催
空き家・空き地調査の実施
- 26年度 「空き家リスト」作成のための資料収集及びアンケート調査
- 27年度 「空き家リスト」作成のための資料収集（合併地区）
- 28年度～ 県が進める「信州まちなかりノベーション推進事業」により天神地区の空き家見学会を開催
- 29年度 空き家対策の強化を図るため、10月から都市政策課に総合相談窓口を設置
- 30年度 法務、不動産、建築等に関する学識経験者及び地域住民等で構成した松本市空き家等対策協議会を設置し、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進するため松本市空き家等対策計画を策定

基本施策
4-3-2

景観維持、保全の推進

3 まちなみ修景事業

建設部 都市政策課

(1) 目標

各地区のまちづくり協定に定めたデザインに基づきファサード（正面周辺部）を改修することで、城下町の歴史的な景色に調和した魅力ある街なみを形成し、周辺観光施設や中心市街地との回遊性の向上を図ります（整備費用の3分の2相当額を補助。上限300万円）。

(2) 平成30年度の実績と成果

お城周辺地区まちづくり推進協議会第2ブロックにおいて締結した、まちなみ形成の基本となるまちづくり協定に基づき、具体的な修景基準を検討しました。この基準を、協定に基づく運営委員会に諮り内容を確認しています。

今後は地区内で共有し、建築等の行為に当たっては、景観形成に資するよう地区内での意識醸成を支援します。

修景補助実績：2件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 基幹博物館建設事業、内環状北線整備事業等、大規模な公共事業が進行しており、具体的な形となって表れつつあります。

イ まちなみ修景基準の定着を急ぐとともに、地区内での要望収集、調整について、まちづくり推進協議会に依頼しながら、まちなみ修景事業を進めてまいります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

事業年度：平成元年度～

対象地区：中町、本町、下町、中央東地区、お城周辺

事業期間：中町	平成元～21
本町	平成13～16
下町	平成6～23
中央東	平成18～25
お城周辺	平成30～

イ 実績

補助実績：中町	52件
本町	17件
下町	42件
中央東	13件
お城周辺	2件

基本施策
4-3-3

公衆衛生環境の向上

1 市営霊園管理事業

環境部 環境保全課

(1) 目標

市民の墓地需要に対応するため、市営霊園の整備、貸付け、管理を適正に行うものです。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 中山霊園の第3次造成地に新規墓所51区画の造成を行いました。
- イ 上記新規墓所のうち43区画、返還された墓所及びその他霊園の墓所58区画の、合計101区画の貸付けを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の分析
 - (ア) 従来型の墓所利用者は、聖地区画を返還する、いわゆる「墓終い」をする方が徐々に増加しています。また、新たに従来型墓所の新規貸付けを受ける方は減少傾向です。
 - (イ) 平成24年度に供用を開始した合葬式墳墓の利用者は、一定の需要があります。
- イ 今後の課題

墓所需要が多様化しているため、市民が望む墓所形態を的確に把握し、提供をしていくことが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 市営霊園の聖地貸付・返還数実績 (件)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新規貸付	140	132	110	63	101
返還	49	51	49	57	59

イ 市営霊園の合葬式墳墓申込数実績 (件)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個別埋蔵	47	45	43	50	33
共同埋蔵	63	78	58	101	100
樹木式埋蔵	—	—	—	72	50

基本施策
4-3-3

公衆衛生環境の向上

2 河川環境美化事業

環境部 環境保全課

(1) 目標

河川愛護団体と連携し、環境美化、意識の向上を図ります。

(2) 平成30年度の実績と成果

- ア 河川をきれいにする会（18団体）の運営補助
- イ 信濃川を守る協議会、長野県による河川パトロールの実施（年2回）

(3) 現状の分析と今後の課題

河川のごみ量は減少傾向にありますが、引き続き清掃・啓発を行い、環境美化に努めます。
また、アレチウリやオオキンケイギク等の特定外来生物の駆除も引き続き実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和42年度 横田溝渠をきれいにする会が設立。その後、各河川をきれいにする会が設立される。
平成28年度 三間沢川をきれいにする会が設立され、18団体となる。

イ 統計資料

(ア) 河川をきれいにする会（18団体実績）

	清掃回数(延回数)	収集ごみ量(kg)	延参加人数(人)
28年度	413	218,000	28,920
29年度	361	204,200	24,723
30年度	348	220,085	25,981

(イ) 河川パトロール実績(2回/年)

	収集ごみ量(kg)	参加人数(人)
28年度	555	104
29年度	809	151
30年度	1,633	79

基本施策
4-3-3

公衆衛生環境の向上

3 地域ねこ管理活動支援事業

環境部 環境保全課

(1) 目標

飼い主のいない猫の増加を防止し、市民の生活環境の保持を図ります。

(2) 平成 30 年度 of 取組みと成果

- ア オス 55 頭、メス 92 頭の去勢、不妊手術を行いました。
- イ 松本保健福祉事務所の猫の引取頭数は、63 頭から 71 頭とほぼ横ばいで推移しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域ねこ管理活動の指定地域 152 カ所のうち、63 カ所は全て去勢、不妊手術を終了しました。
- イ 今後も地域ねこ管理活動支援事業の指定地域の住民の理解を得られるよう努めます。
引き続き事業を行い、捨て猫等に起因する地域トラブルの減少をめざします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年度 松本市地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱施行
26 年度 地域猫管理活動支援事業として予算を増額

イ 統計資料

地域ねこ管理活動支援事業として行った手術頭数

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
オス (頭)	上限 8,640 円	63	41	56	59	55
メス (頭)	上限 16,200 円	84	99	90	89	92
合計 (頭)		147	140	146	148	147